

○順天堂大学自己点検・評価に関する規程

改正 令和2年12月1日

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学内部質保証に関する規程、順天堂大学大学院学則第1条の2及び順天堂大学学則第1条の2に基づき、順天堂大学（以下「本学」という。）における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について本学が行う自己点検・評価について必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の体制)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に、自己点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び本学組織の各部門（各学部、各研究科、各医学部附属病院及び大学管理部門）に自己点検・評価部門委員会（以下「部門委員会」という。）を置く。

(点検・評価項目)

第3条 点検・評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の理念・目的に関すること
- (2) 内部質保証に関すること
- (3) 教育研究組織に関すること
- (4) 教育課程・学習成果に関すること
- (5) 学生の受入れに関すること
- (6) 教員・教員組織に関すること
- (7) 学生支援に関すること
- (8) 教育研究環境に関すること
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること
- (10) 大学運営・財務に関すること

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、自己点検・評価に関し、次の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 実施方針及び実施に必要な手順の策定
- (2) 点検・評価項目に沿った評価の視点の策定
- (3) 各部門から提出された点検・評価結果のとりまとめ
- (4) 各部門の点検・評価報告を踏まえた大学全体の自己点検・評価の実施
- (5) 各部門及び大学全体の点検・評価結果の内部質保証推進委員会への報告
- (6) 内部質保証推進委員会からの諮問事項に関する検討

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長、学長特別補佐又は学長が指名する教授
 - (2) 各学部長が指名する教授1名
 - (3) 各研究科長が指名する教授1名
 - (4) 総務局長
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は学長が任命する。
- 5 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員会において第2項に掲げる委員以外の者から意見を聴くことができる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催に代えて書面により審議することができる。

(部門委員会)

第5条 部門委員会は、各部門における自己点検・評価を実施し、評価結果及び課題の改善案の策定を行い、運営委員会へ提出するものとする。

- 2 部門委員会は、各部門で組織するものとし、各学部・研究科においては当該学部・研究科の長が教授会・研究科委員会等に諮り委嘱した若干名の委員、各医学部附属病院においては当該附属病院長が委嘱した若干名の委員、大学管理部門の各部門においては総務局長が委嘱した若干名の委員をもって組織する。
- 3 各部門の長は、委員長となり、部門委員会を運営する。

(事務局)

第6条 運営委員会に関する事務は大学評価支援室が所管する。

- 2 各学部・研究科の部門委員会に関する事務は各キャンパス事務室(部)、各医学部附属病院の部門委員会に関する事務は事務部(室)、大学管理部門の部門委員会に関する事務は大学評価支援室が所管する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長においてあらかじめ内部質保証推進委員会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。